

佐倉市市制施行70周年記念事業に係る実施要領

1 実施方針

昭和29（1954）年3月31日に市制施行された佐倉市は、令和6（2024）年3月31日に市制70周年を迎える。これを記念し、令和6年度の1年間にわたり、先人たちの功績を称え、祝賀し、さらには、佐倉市を次代（節目を市制100周年と見据える）へと継承していく契機とするため、まちづくりの主役となる若者たちの意見を取り入れた記念事業を催すこととする。

また、記念事業を契機として新たな取組みを強化し、30年後を見据えた「持続可能なまち・佐倉」の実現を目指すものである。

2 記念事業のコンセプト

- (1) 記念事業を、「これまで」と「これから」をつなぐ一つの節目とする。
- (2) 記念事業では、先人たちが紡いできた「伝統」や「想い」に感謝する。
- (3) 記念事業では、市制100周年を見据えながら、30年後を担う主人公たちの閃きを生かし、煌めく佐倉の未来を築く。

3 対象事業の範囲等

(1) 対象事業の範囲

前項のコンセプトを踏まえ、かつ、「佐倉市市制施行70周年記念事業」の名称を使用し、次のいずれかに該当する事業を対象とする。

- ① 先人たちの功績を称える事業
- ② 佐倉市の特性を活かした事業
- ③ 市民とともに祝賀できる事業
- ④ 次代のまちづくりを創造していく契機となる事業

(2) 対象事業の種類

実施主体は、佐倉市が主体的に行う事業（以下「主催事業」という。）と市民等が主体的に行う事業（以下「協賛事業」という。）に区分する。

※「市民等」とは、佐倉市内に在住し、在勤し、又は在学する個人、これらの個人が主体となって構成された団体及び市内に事務所又は事業所を有する法人をいう。

(3) 対象事業の時期

対象事業の時期は、令和6年3月27日以降に事業を開始し、令和6年度中に終了するものとする。

(4) 記念ロゴマーク等の使用

実施主体は、事業の実施にあたり作成するポスター、パンフレット、チラシ等において、佐倉市市制施行70周年記念事業のロゴマーク、イメージキャラクター、キャッチフレーズ（以下、「記念ロゴマーク等」という。）の使用に努めるものとする。なお、記念ロゴマーク等については、別に定める。

4 事業区分とその範囲等

(1) 主催事業の範囲

主催事業は、次に掲げる事業とする。

① 企画事業

多くの市民の参加が見込まれ、市制施行70周年を市民とともに祝うことができる事業で、市長が認定する事業をいう。

② 冠事業

企画事業以外の事業で、多くの市民の参加が見込まれ、市制施行70周年を市民とともに祝うことができる事業をいう。

(2) 協賛事業の範囲

市民等が市制施行70周年を祝賀する事業であって、市長が認定する事業をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として認定しない。また、市長は、市民等が過去に行った行事において、次のいずれかに該当する行為があった場合は、認定しないことができる。

ア 市民の参加が限定されるもの

イ 事業が市民に公開されないもの

ウ 法令又は公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるもの

エ 宗教的又は政治的な目的を有し、市の中立性を損なうおそれのあるもの

オ 営利を主たる目的とするもの

カ 他との権衡を失すると判断されるもの

5 事業の申請手続き等

(1) 企画事業

第5次佐倉市総合計画・第5次実施計画に臨時的経費を位置付けた事業（別表1）を候補として、令和6年度当初予算成立後に市長が認定し、当該事業を担当する所属に対し、通知するものとする。

(2) 冠事業

冠事業を実施しようとする所属の長は、当該所属を担当する部長の決裁を経て、市制施行70周年記念事業〔冠事業〕届出書（別紙様式1）により、事業実施の概ね1ヶ月前までに市長に申請するものとする。

(3) 協賛事業

協賛事業の申請・認定手続きは、次により行うものとする。

ア 協賛事業を実施しようとする市民若しくは団体の代表者は、市制施行70周年記念事業〔協賛事業〕認定申請書（別紙様式2）により、事業実施期日の概ね1ヶ月前までに市長に申請するものとする。

イ 市長は、協賛事業として適当と認めたときは、認定番号を付して市制施行70周年記念事業〔協賛事業〕認定通知書（別紙様式3）を交付するものとする。

6 事業の変更

前項により認定された事業を実施する所属長及び市民若しくは団体の代表者は、当該を変更し、又は中止しようとするときは、市制施行70周年記念事業変更・中止届

出書（別紙様式4）により、速やかに市長に届出するものとする。

7 認定の取り消し

市長は、認定した事業について、次のいずれかに該当すると認めた場合は、認定を取り消すことができる。

- ア この要領に定める事項に違反したとき
- イ 認定の条件に違反したとき
- ウ 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- エ その他市長が適当でないと認めたとき

8 協賛事業に対する支援等

市は、協賛事業について、広報紙、広報番組、佐倉市ホームページ等を通じて、市民に事業の周知を図ることができるものとする。

9 事業の実績報告

事業を実施した主体は、佐倉市市制施行70周年記念事業実施報告書（別紙様式5、6、7のいずれか）により、事業実施の概ね1ヶ月後までに市長に報告するものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和7年5月31日限りその効力を失う。